

【1】募集人員

1年保育 10名（平成29年4月2日～平成30年4月1日生）

2年保育 17名（平成30年4月2日～平成31年4月1日生）

3年保育 16名（平成31年4月2日～令和2年4月1日生）

※満3歳（誕生日の翌日から）になると入園することができますのでご相談ください。

【2】願書受付

令和4年11月1日（火）より、日曜祭日を除き毎日午前8時より午後5時まで受け付けます。

【3】入園手続

入園御希望の方は当園の願書に必要事項を記入の上お申し込み下さい。また、新学期用品代（5,000円）及び施設維持費（15,000円）は一日入園の際に納めて下さい。定員になり次第〆切りますので 早めに手続きをお済ませ下さい。

【4】諸経費

受け付け時のみ

新 学 期 用 品 代 5,000円

施 設 維 持 費 15,000円

毎 月

給 食 費 3,800円

ス ク ー ル バ ス 代 2,000円

【5】スクールバス

遠距離には保護者の希望によりスクールバスの便利な方法があります。

（但し、鶴田町在住の方に限ります。）

【6】給食

当園では給食が実施されております。

【7】園の教育内容

教育基本法、学校教育法に従い幼児に適切な環境を与えて、その心身の発達を助成する。また仏教保育による情操教育を主眼として、[明るく] [正しく] [仲よく]を教育の目標とする。

明るく(仏)…生きとし生けるものの生命の尊さと生きる喜びを知り明るい豊かな子を育てる。

正しく(法)…正しく強いたくましい子を育てる。

仲よく(僧)…お互いに手を取り合って仲よく生きる子を育てる。

【8】保 育 時 間

保育は通常午後3時迄です。11月からは、冬時間となり午後2時30分迄となります。

尚、登園は8時からとなっていますが、預かり保育として7時30分から開園し、閉園は午後6時となっています。また、土曜日及び長期のお休みの時も預かり保育を実施していますのでご利用下さい。

【9】年 中 行 事

入園式・花まつり・七夕まつり・運動会・遠足・七五三のお祝い・お遊戯会・もちつき会・節分・ひなまつり会・卒園式、この他各月にお誕生日祝いがあります。

【10】制 服

園児の制服、カバンが制定されています。



ひなづる幼稚園ホームページ QR コード

園の紹介・行事・保護者の皆さんの声など載せています。是非ご覧ください。

1、利用手続きの流れ

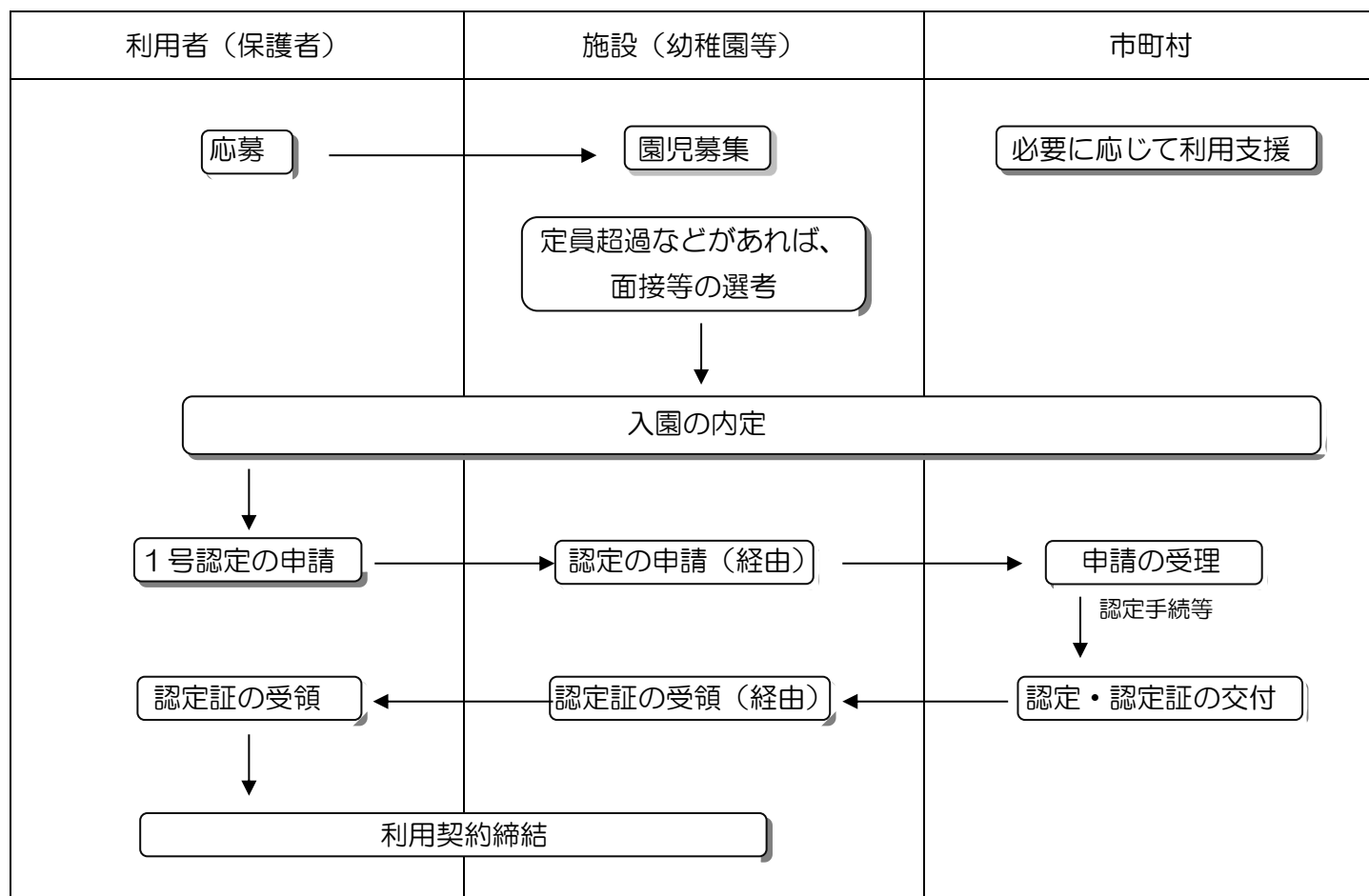
幼稚園等を利用希望の場合

————→ 令和5年4月から新たに施設を利用する場合

お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合

利用先

幼稚園



2、教育・保育「認定」について

1号認定子ども・・・満3歳児以上で教育のみを希望

新制度に移行する園の幼稚園児（教育標準時間）

*今まで通り、幼稚園の預かり保育は利用できます。

利用施設：私立幼稚園、認定こども園

2号認定の子ども・・・満3歳児以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望

利用施設：認定こども園、保育所

④就労している方も、1号認定を受けて、私立幼稚園の預かり保育を利用することができます。

詳細については、園の方にお尋ね下さい。

令和元年10月から

幼児教育・保育の無償化がスタートしました

経済的負担の軽減により、子育て世代を社会全体で応援していくために、令和元年10月から全国的に幼児教育・保育の無償化が始まりました。

◆幼稚園・保育所（園）・認定こども園の場合

【対象者】3歳～5歳児

住民税非課税世帯の0歳～2歳児

【利用料】無償です。

*幼稚園については、満3歳を迎えた月から無償になります。

【注意事項】給食費（副食費）については、保護者負担となります。

*ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子ども（注）については、免除されます。

（注）第3子以降の子ども

1号認定の子どもは、同一世帯の小学校3学年の子供から数えて第3子以降

◆幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する場合

【対象者】保育の必要性があると認定された1号認定の3歳～5歳児

【利用料】利用日数に応じて、上限月額11,300円までの範囲で無償になります。

*満3歳児については、住民税非課税世帯の場合、上限月額16,300円までの範囲で無償になります。

【注意事項】無償化の対象となるためには、現在通われている幼稚園等をおして、町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

*当園では利用料はなく、おやつ代のみを徴収しておりますので、対象とはなりません。